

交通事業者等原油価格高騰緊急支援金 よくある質問【貸切バス】

- 事業の廃止（休止）に関すること
 - Q 1 今後、事業の廃止（休止）を予定していますが、支援金の対象になりますか。 2
 - Q 2 現在、事業を休止しています。支援金の対象になりますか。 2

- 車両の休車に関すること
 - Q 3 保有している車両の中に、休車している車両があります。支援金算定の対象に含めることはできますか。 3

- 申請書類に関すること
 - Q 4 現在、事業許可の更新の申請をしており、まだ新しい許可書が届いていません。手元にある許可書の有効期間はすでに満了となっています。どうすればよいでしょうか。 3
 - Q 5 申請書に添付する「県税の未納のないことを証する証明書」は、どの税目について証明を受ければよいでしょうか。 3

Q 1 今後、事業の廃止（休止）を予定していますが、支援金の対象になりますか。

A 1

廃止または休止を予定している場合でも、申請日時点で事業を継続しており、令和5年6月1日時点で支援金の算定対象となる車両（※）を保有している場合は、支援金の対象となります。

※対象となる車両

事業者の区分	算定対象となる車両
乗合バス事業者	県内の営業所において保有する一般乗合旅客運送事業用自動車 (ただし、市町村又は地域公共交通会議が運行委託等を行うコミュニティバスや乗合タクシーのみに使用する車両を除く)
貸切バス事業者	県内の営業所において保有する一般貸切旅客運送事業用自動車
タクシー事業者	県内の営業所において保有する一般乗用旅客運送事業用自動車 (ただし、福祉輸送サービスのみに使用する福祉自動車を除く)
自動車運転代行業者	茨城県公安委員会に届出を行っている随伴用自動車

Q 2 現在、事業を休止しています。支援金の対象になりますか。

A 2

申請日時点において休止している場合は、支給金の対象になりません。

Q 3 保有している車両の中に、休車している車両があります。支援金算定の対象に含めることはできますか。

A 3

令和5年6月1日時点において休車している車両は、支援金算定の対象にはなりません。

なお、申請日時点において休車している車両がある場合、令和5年6月1日時点で休車となっていなければ、支援金算定の対象となります。

Q 4 現在、事業許可の更新の申請をしており、まだ新しい許可書が届いていません。手元にある許可書の有効期間はすでに満了となっています。どうすればよいでしょうか。

A 4

お手元にある許可書の写しと併せて、茨城運輸支局に提出した更新許可申請書の控え（受付印があるもの）の写しを提出してください。

Q 5 申請書に添付する「県税の未納のないことを証する証明書」は、どの税目について証明を受ければよいでしょうか。

A 5

「全ての税目」について証明を受けてください。